

防災対策費の対象品等について

令和7年1月
千葉県健康福祉部児童家庭課

1 防災対策費の対象等

(1) 対象者

- ・里親の委託児童

(2) 経費の使途

- ・防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等にかかる経費

(3) 金額等

- ・実費の合算額（ただし45万円以内）
- ・原則として3月分の措置費にて請求

2 対象品等（経費の使途）の考え方

(1) 災害発生時の備えに必要

《避難所等への避難時における非常用持出品》

- ・非常用持出品として最低限必要な飲料水や食料品、物品等

※避難時に、委託児童分を児童・里親が非常時持出として持ち出せる範囲

《法令で義務付けられた対策や家具類の転倒等防止対策》

- ・法令で義務付けられている住宅用火災警報器の設置や、家具の転倒・落下防止等を目的とする器具の購入等

(2) 災害発生後の生活に必要

《自宅等での在宅避難における備蓄》

- ・在宅避難に備えた備蓄品（児童の安全に最低限必要な食料品等）であり、食料品は長期保存（保存期限3年以上を目安）が可能なもの。

※食料品等の備蓄は、防災対策品として一般的に普及しているものを対象とし、数量は3日分を目安とします。

(3) その他

- ・防災対策の充実にかかる経費と県が判断できるもの。

3 対象品等の例

| 区分 | 品 目 | 備 考 |
|------------|----------------------------------------|------------------|
| 非常用 持出品 | 非常用持出袋（セット品） | 一般的に普及しているもの |
| | 懐中電灯、携帯ラジオ、ヘルメット、防災頭巾、軍手、タオル等 | |
| | 救急医薬品（絆創膏、消毒薬、包帯、三角巾、ガーゼ）、カイロ、マスク、体温計等 | |
| | 飲料水、食料品等 | |
| 備蓄品 | 飲料水（1人12リットル） | 3日分を目安 |
| | 食料品（保存食、缶詰等） | 調理や調理器具が不要なものを推奨 |
| | 非常用簡易トイレ | |
| 防災 対策品 | 住宅用火災警報器の設置 家具の転倒・落下防止等を目的とする器具 | |

【対象外】

- ・日常生活にて消費・使用するレトルト食品やパックご飯、カップ麺、みそ汁、菓子、飲料、石鹼、トイレットペーパー、美容用品等の食料品や日用品など（食料品や日用品等を多めに購入し、非常時の備えとする類のローリング・ストックにかかる費用）
- ・蓄電池、地震・耐震シェルター、防火シャッター設置等
- ・暖房機器、冷房機器、テレビ、テント、キャンプ用品、車中泊用の物品等
- ・スキンケア用品やビタミン剤等

※ご家族等の分については必要に応じて別途購入してください。

4 対象品等の適切な維持・管理

（1）防災対策費で購入した備蓄品等については、備蓄品リスト等を作成し、賞味期限や使用期限等に留意の上、適切に維持・管理を行ってください。

（2）過去に購入した備蓄品等も、備蓄品リスト等の作成をお願いします。

（3）過去に防災対策費で購入した食料品等は、賞味期限や保存期限の到来による買い替え、災害訓練等で使用した物品の補充などを踏まえて購入してください。

※ 「備蓄品受払等管理簿」（様式第33号関連）を作成しました。同様のものを既に作成して管理している場合は、作成替えをする必要はありません。

5 請求に当たっての添付書類

- ・防災対策費請求内訳書（様式第33号）には、購入品等を領収書やレシートと突合して購入品がわかるように記載してください。
- ・購入等に当たっては、できる限り支出対象となる防災対策費のみで会計したレシート等を添付していただきますようお願いいたします。ご家族等分の日常生活品と合わせて購入した場合は、対象外品を除いて請求してください。
- ・レシート等の品名だけでわからない場合は写真等の添付をお願いします。